

## 厚木市介護保険条例の一部を改正する条例（案）の概要

### 1 改正の趣旨

介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例を設けるほか、所要の措置を講ずるため、厚木市介護保険条例の一部を改正します。

### 2 改正の概要

今回の改正は、令和8年度に限り、法令等に基づき全国一律に改められる事項です。

- (1) 令和7年度税制改正前の基準で保険料を算定  
(給与収入が55万1千円以上190万円未満の方が対象)
- (2) 特例減免実施のため、申請方法の規定を改正

なお、介護保険制度は、原則3年を1期とするサイクルで事業運営をしています。令和9年度以降は、次期介護保険事業計画において、改めて保険料が算定されます。

### 3 内容

#### (1) 令和7年度税制改正前の基準で保険料を算定

介護保険の第1号被保険者の保険料は、住民税の有無や合計所得金額等に基づき段階別の保険料となっています。

令和7年度税制改正により、一部の被保険者において段階の移動が生じ、保険料収入は減少する可能性があります。国の試算では、保険料収入の約1%（本市では約4,800万円）が不足するとされています。

この影響を受けないよう、給与収入が55万1千円以上190万円未満の方については、合計所得金額及び住民税の課税・非課税段階の判定について、令和7年度の基準に基づいて算定されます。

## ■所得段階別介護保険料

所得段階	対象者			介護保険料 (年額)		
	住民税課税状況		所得等			
	本人	世帯員				
第1段階	非課税	非課税	年金収入	～80万9千円	20,085	
第2段階				80万9千円～	32,359	
第3段階			合計所得	+	120万円～	50,956
第4段階				～80万9千円	66,950	
第5段階				80万9千円～	74,388	
第6段階	課税	課税	合計所得	～120万円	89,266	
ㄱ				ㄱ		
第18段階					2,000万円～	219,445

令和7年度  
税制改正で  
非課税になる



例) 前年中の給与収入が105万円、年金収入が50万円の単身世帯  
 令和7年度 住民税は課税、介護保険料は第6段階  
 令和8年度 住民税は非課税、介護保険料は第6段階

### (2) 特例減免実施のため、申請方法の規定を改正

特例減免の申請については、本人の申請によらずシステム上の対応を可能とするため、申請方法の規定について改正を行うものです。

## 4 改正の影響

- ・本人課税から非課税になる市民は約2,700人(65歳以上は約400人)
- ・令和7年9月末時点における本市の介護保険被保険者数は59,119人

## 5 施行日

令和8年4月1日

## 6 市民参加手続

厚木市市民参加条例(平成24年厚木市条例第1号)第6条第7項第3号(法令で実施基準を規定)に該当するものとして、省略します。